

沼津信用金庫ソーシャルメディア運用指針

沼津信用金庫（以下「当金庫」といいます）はソーシャルメディア*に開設したアカウント（以下「公式アカウント」といいます）を運用するにあたり、以下の指針を定め遵守いたします。

第1条 次の目的のためにソーシャルメディアを運用します。

- （１）金融サービス・商品、当金庫の取組みなどを広く周知するため
- （２）地域のお取引先様の情報を発信するため
- （３）静岡県東部地域の情報を発信するため
- （４）お客様と当金庫との間のコミュニケーションを促進するため

第2条 当金庫は、ソーシャルメディアが持つ次のような特徴を理解します。

- 一度発信した情報が広く迅速に一般に公開されること
- 原則として、発信した情報は完全には削除できないこと

第3条 当金庫は、前条の内容を理解したうえで、次のような姿勢を以て、公式アカウントを運用します。

- ソーシャルメディアが多くの人とのコミュニケーションの場であることを自覚し、様々な範疇（文化、民族、言語、宗教など）における多様性へ十分配慮すること
- 品位と礼節を尊び、社会通念から逸脱した表現を用いないこと
- 個人情報、法令および当金庫の内部規程に従い、厳格に管理し、適切に扱うこと
- 知的財産権・プライバシー権・肖像権・人格権など諸権利を尊重し侵害しないこと
- 各種法令、内部規程を遵守すること

第4条 当金庫は、「沼津信用金庫 倫理憲章」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、ソーシャルメディアの運用において、あらゆる形での反社会的勢力との関係を遮断・拒絶いたします。

第5条 公式アカウントで発信された内容は、必ずしも当金庫の公式発表・見解を表すものではありません。当金庫の公式発表・見解は、当金庫公式サイトをご覧ください。

第6条 本指針は予告なく変更する場合があります。その際は、当金庫公式サイトにてお知らせいたします。

2025 年 2 月 14 日 制定

* ソーシャルメディア (Social Media) とは、「ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア」である (総務省「平成 30 年版情報通信白書」)。SNS はそのうち、利用者相互のコミュニケーションを重視したものである。